

小樽商科大学学生表彰規程

(平成6年1月26日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第42条第2項の規定に基づく学生の表彰に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 次の各号の一に該当する者は、学長が学部教授会の議を経てこれを表彰する。

- (1) 本学における学業の成果が特に優れていると認められる者
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる団体又は個人
- (3) その他本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) 前3号の規定にかかわらず、学長が特に表彰に値すると認めるもの

(表彰の推薦)

第3条 本学教員は、前条第1号、第2号及び第3号の表彰に該当すると認められる者があった場合は、別紙様式の表彰者推薦書により、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 表彰の審議は、第2条第1号にあつては教務委員会で、同条第2号、第3号及び第4号にあつては学生委員会で行うものとする。

(表彰の時期)

第5条 第2条に規定する表彰は、原則として学位記授与式の日に行う。

(表彰状の授与)

第6条 学長は、第2条の規定による表彰を決定したときは、表彰状を授与する。

2 学長は、表彰状の授与にあわせて記念品を贈呈することができる。

(その他)

第7条 表彰に関する総括的調整は、学生委員会が行う。

2 表彰に関してこの規程により難しいときは、学生委員会で審議する。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、学生支援課において処理する。

附 則

この規程は、平成6年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

